ふくしまで農業をはじめよう!

新規就農者募集中!

Let's start farming in Fukushima!

(公財)福島県農業振興公社
就農支援センター
http://fnk-syunou.jp/

福島県で農業しよう!
「ふくのう(fukunou)」
https://start-fukuagri.jp/

福島県の農産園芸作物の生産地

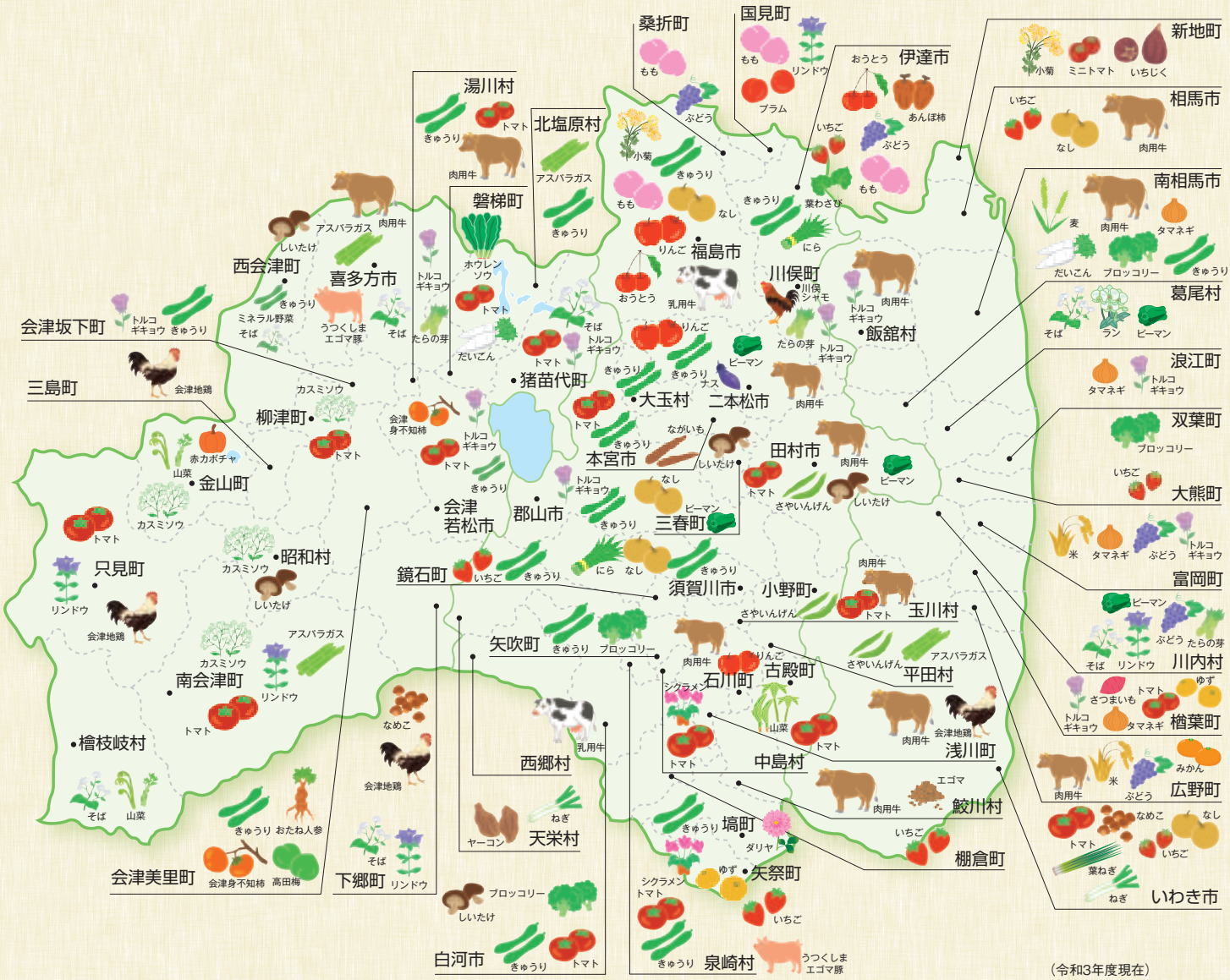

福島県はGAP日本一を目指します！

福島県は、農業生産工程で食の安全等の確保を図るGAPに着目し、さらに風評払拭に向けGAP日本一をめざし活動しています。

GAP(Good Agricultural Practice:農業生産工程管理)とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことです。

ふくしま。GAPチャレンジ

ふくしまの“うまい”を届けたい!!

安全で品質が確かな農産物をお届けするため、福島の生産者は生産工程で起こりうるリスクを洗い出し、発生を防止するGAPに取り組んでいます。

福島県では毎年200名以上が就農しています！

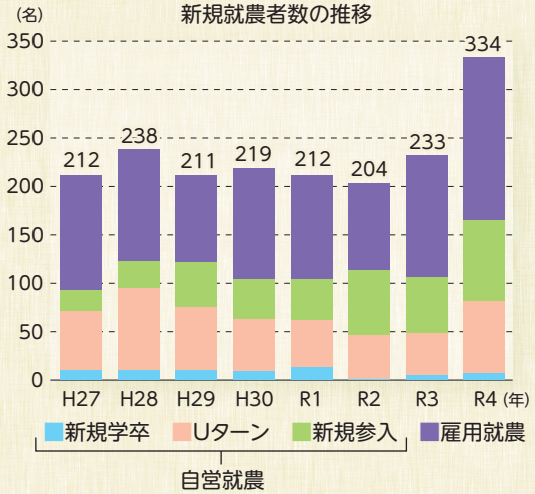

福島県農業の特徴

■気候や地形から中通り、会津、浜通りの**3地域に分けられ**、それぞれの自然条件を生かして**多彩な作物が生産されています**。

■**米**や**いんげん**、**きゅうり**、**もも**などの収穫量が**全国上位**です。

■**もも**、**りんご**、**なし**の出荷量がいずれも**全国5位以内の果樹王国**です。

■東北地方の南端で**首都圏に隣接し**、交通の便に恵まれています。

■農業産出額は2020年には、2,116億円と**全国では15位となり**、**年々増加**しています。

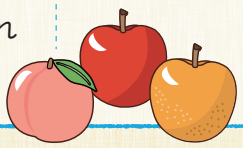

福島県の多彩な農産物

various agricultural products

米

米作付けの中心は「コシヒカリ」と「ひとめぼれ」で、その他に「天のつぶ」「里山のつぶ」「福、笑い」のオリジナル米が作られており豊かな風土で育った福島米は食味でも高い評価を受けています。

生産量 全国6位

トマト

会津・中通りでは夏秋栽培、温暖な浜通りではハウスで年間を通して生産、南会津地区には多くの県外出身者が就農しています。

生産量 全国8位

きゅうり

県内各地で栽培している福島県を代表する野菜。夏秋期の出荷は全国1位です。

生産量 全国4位

ブロッコリー

代表的な土地利用型の野菜で、県南地域を中心に栽培が拡大しています。

生産量 全国13位

もも

全国生産の2割を占める福島の桃。県北地方を中心に栽培しています。「あかつき」は献上桃としても有名です。

生産量 全国2位

日本なし

福島の秋の味覚。品種は「幸水」や「豊水」、県オリジナルの「涼豊」など。中通り、浜通りで広く栽培しています。

生産量 全国5位

アスパラガス

会津地域を中心に県内各地でハウス栽培も含めて生産されています。

生産量 全国9位

宿根かすみそう

会津の山間地域が主産地です。特に昭和村は夏秋期の出荷が全国1位です。

生産量 全国3位

新規就農者の紹介

Introduction

モットーは『健康第一、無理をしない』

永山 一樹さん(38歳)
(福島市)

「いつかは自営業をやりたい。このまま、今の仕事を続けていけるのか」、大学の事務職員として働いていた私は、そう考えるようになりました。そんな中、結婚・育児を機に、これまで以上に野菜を食べる機会が増えたことで、以前よりも健康的に生活出来るようになり、自分でも野菜を生産したいと思い始めたのが、就農への第一歩でした。

平成30年9月に仕事を退職後、県の事業を活用し、派遣社員として農業法人に勤務し始めました。そこでは、ネギと葉物野菜を主に農作業を担当し、作業を通じてネギを主品目として独立したいと思うようになりました。

そして、改めて1から農業を学びたいと思い、令和2年4月から「くにみ農業ビジネス訓練所」で1年間の長期研修を行いました。農業の基礎知識だけでなく、露地栽培やハウス栽培、養液栽培など多品目の栽培方法について学ぶことができ、素晴らしい環境で研修出来たと感じています。

また、研修と並行して、農地や資金等の営農準備にも取り組みました。時間がかかると言われていましたが、周囲の農家の紹介や関係機関の協力もあり問題なく手続きは進み、晴れて令和3年4月に福島市で独立・自営就農を果たしました。

就農品目は、ネギ、キュウリ、スナップエンドウの3種類。就農に当たって心がけたのは、『健康を第一に、無理をしない』ことでした。1年目は、確実に経営管理が出来る規模で営農を開始。最初の収入が入るまでは不安がとても大きかったですが、結果的に収支は黒字でシーズンを終えることが出来ました。2年目もすぐに規模拡大はせず、1年目の反省をもとに栽培管理の見直しを行い、経営については販路を再検討することで、更に経営の基盤を固める時期としました。

ここまで2年間、自身に合った経営規模、経営方針で進めてきたおかげか、順調に経営を進めることが出来ています。

また、ありがたいことに、農家同士のつながりが増え、これまで以上に周囲の方々のサポートのありがたみを感じながら、日々作業ができています。

4月から3年目に突入ですが、『健康第一に、無理をしない』を忘れず、地域の担い手として営農していくとともに、新たな担い手を育成する手助けをしていけたらと思っています。

農業を始めるのに大切な5つの要素

農業を始めるためには、技術を習得するとともに資金や農地等を確保することが必須です。
自分がやりたい農業のイメージを固め、関係者の支援も受けながら着実に進めていきましょう。

1 技術やノウハウの取得

- 農業経営者となるためには、少なくとも1年間は栽培管理技術や経営管理のやり方を身につけるための研修が必要です。
- 研修先は就農準備校や先進的な農家・農業法人、公的な研修機関等。(資料参照)
- 研修にあたり、要件が満たされれば公的な支援(**新規就農者育成総合対策(就農準備資金)**)を受けることも可能です。

2 資金の確保

- 新しく農業を始める場合、農業機械やパイプハウス等の購入のほか、苗代や肥料代、農薬代など営農するための資金が必要です。
- 現金収入が入るようになるまでの生活資金も必要です。
- 必要な資金は、営農作目によって異なるため、営農計画や生活設計を綿密に立てながら積算することが大切です。
- 2021年の調査では、就農1年目に要した費用は、全国平均中央値で約755万円(機械施設:561万円、種苗肥料等:194万円)。
- **認定新規就農者**になれば機械・施設等を購入する際に**青年等就農資金(無利子)**を借りることも可能です。

3 農地の確保

- 農地を借りる(買う)場合には、農地法や農業経営基盤強化促進法等の**農地に関する法律**に基づき許可等を受ける必要があります。
- 農地を借りる(買う)にあたっては、自分の目指す農業経営を明確化して、面積や日照状況、土壌条件、水の条件などを十分検討して選定しましょう。
- 新規就農者が、自ら農地を探すことは難しいので研修先の農家や市町村、JA、農地中間管理機構等の支援を受けながら探すことが必要です。

4 機械や施設の確保

- 稲作は、一連の作業が機械化されており、畜産では畜舎建設、施設園芸ではハウス建設に相当な投資が必要となります。
- 新規就農者は、資金的に余裕がないのが一般的であり、当初は必要最小限の農機具や施設を購入し、中古やリース、借受等も活用しながら、経営が軌道に乗り始めてから徐々に装備を充実させていくほうが堅実です。

5 住宅の確保

- 農作物を適切に栽培管理していくために、住居はできるだけ農地に近いことが望ましいです。
- 住居は、就農先の市町村等関係機関、研修先の農家等を通じて探してもらうことが一般的です。(県内の各地方振興局に移住コーディネーターが配置されています。)
- 市町村によっては、県外からの移住者向けに公的な住居を用意しているところやリフォーム資金等を補助してくれるところもあります。

就農支援制度を活用して就農しよう!!

（令和5年3月末 現在）

新規就農を目指す皆さんを対象に、様々な支援策が設けられています。
上手に活用して円滑な就農に結びつけましょう。

就農には大きく分けて、次の3通りがあります。

- 「独立自営就農」：自分が独立して自営の農業を始める。
- 「親元就農」：親や祖父母と一緒に営農していく。
- 「雇用就農」：農業法人等に就職し、従業員として農業を行う。

1. 青年等就農計画制度

- 新たに農業を始める方（独立自営就農者）が、作成する青年等就農計画を市町村が認定し、認定を受けた「認定新規就農者」に対し、経営安定に向けたメリット措置を集中的に実施する制度。

認定新規就農者のメリット

- 青年等就農資金（無利子融資・現在限度額3,700万円）の借受
- 新規就農者育成総合対策（経営開始資金・経営発展支援事業）の対象者に
- 認定新規就農者への農地集積促進（利用権の設定等）
- 農業者年金保険料の国庫補助（青色申告者に限る）

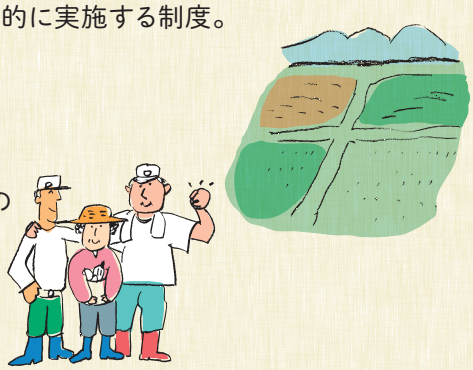

2. 新規就農者育成総合対策（資金面の支援）

就農前（研修の実施）

就農準備資金

- 就農前の研修期間、1年につき1人あたり150万円を交付
- 交付期間は最長2年間（海外研修で1年延長）
- 研修終了後1年以内に原則50歳未満で就農することが必要（年令下限はなし）
- 県が認めた研修機関で研修を受ける就農希望者に対し交付（県内各地に104ヶ所有）
- 原則として前年の世帯全体の所得が600万円以下

［資金交付主体：就農支援センター］

就農後（営農開始）

経営開始資金

- 就農後最大3年間交付
- 交付金の額は150万円/年（夫婦では1.5倍額）
- 原則として前年の世帯全体の所得が600万円以下
- 独立・自営就農者で就農時の年齢が、原則50歳未満の認定新規就農者が対象
  （平成31年4月以降に経営開始した者）
- 「青年等就農計画」の認定を受けていることや「地域計画」への位置付け等の要件がある

［資金交付主体：各市町村］

3. 新規就農者育成総合対策（機械・施設等の整備への支援）

経営発展支援事業（就農直後）

（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、リース料等が対象）

対象者：認定新規就農者
（就農時49歳以下・令和4年度以降の独立・自営者）

支援額：補助対象事業費上限1,000万円
（経営開始資金の交付対象者は上限500万円）

補助率：県支援分の2倍を国が支援
（国の補助上限1/2　〈例〉国1/2、県1/4、本人1/4）
※本人分の1/4は、融資を受けること

［資金交付主体：各市町村］

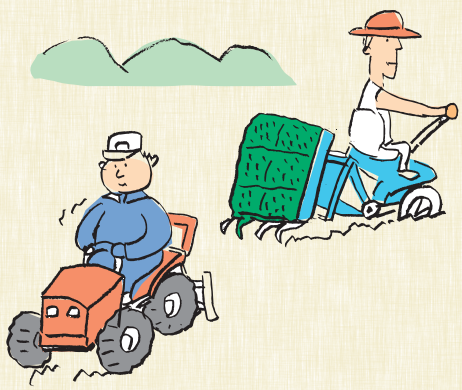

就農に向けた資金確保のポイント

新しく農業を始める場合、農地の購入や賃貸、施設の建設、
農機具の購入等設備投資資金や肥料、農薬種苗など営農に必要な資金の準備が必要です。
また、現金収入があるまでの生活資金の準備も必要です。

自己資金

自分のやりたい農業をどのような規模で行うかなどを明確にして、営農計画と生活設計を綿密に立て、できる限り自己資金を活用することが大切です。

青年等就農資金

認定新規就農者を対象に、日本政策金融公庫から無利子で貸し出される資金です。農業経営の開始に必要な機械や施設の取得等（農地等の取得は除く）のために利用できます。

認定新規就農者になるには、市町村から青年等就農計画の認定を受けることが必要です。

項　目	内　容
資金の使途	施設・機械、果樹・家畜、経営費等
返済期間	17年以内（うち据置期間5年以内）
融資限度額	3,700万円（特認1億円）
利率（年）	無利子
担保・保証人	実質的な無担保、無保証人

その他制度資金

国や地方公共団体は、政策金融公庫資金、農業近代化資金など法律に基づき「長期で低利」な資金を数多く設けています。

就農1年目の平均費用と自己資金（新規参入者）

（単位：万円）

販売金額第1位の作目	営農面					生活面	就農1年目農産物売上高
	機械施設等（A）	種苗肥料燃料等（B）	費用合計（A+B）	自己資金（C）	差額（C−(A+B)）	自己資金	
新規参入者計	561	194	755	281	△474	170	343
水稲・麦・豆	363	126	489	302	△187	127	196
露地野菜	303	128	431	238	△193	151	227
施設野菜	884	252	1,136	321	△815	186	480
花き・花木	594	187	781	275	△506	127	289
果樹	300	119	419	247	△171	202	195
酪農	2,811	1,091	3,903	581	△3,322	216	2,359
その他畜産	815	499	1,314	270	△1,044	115	590
その他	446	252	698	322	△376	179	308

新規就農者の就農実態調査結果（2021年・全国新規就農相談センター）より

福島県が認めた認定研修機関

認定された研修機関で安心して就農研修が受けられます!!

（R5.3.23現在）

No.	研修機関	所在地、研修地等	主な研修品目
1	福島県農業総合センター（農業短期大学校、果樹研究所）	矢吹町（農業短期大学校） 福島市（果樹研究所）	水稲、畑作物、果樹、野菜、花き、畜産
		認定期間▶令和2年4月1日～令和5年3月31日	
2	郡山市園芸振興センター	郡山市	トマト、アスパラガス、トルコギキョウ
		認定期間▶令和2年4月1日～令和5年3月31日	
3	くにみ農業ビジネス訓練所	国見町	ミニトマト、トウモロコシ、きゅうり、枝豆、ナス、タマネギ
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
4	法人・団体	田村市、三春町、小野町	ピーマン、ブロッコリー、ホウレンソウ、ふきのとう、トマト、スナップエンドウ、コマツナ、きゅうり、カブ、ニンニク、肥育牛、酪農
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
5	法人・団体	南会津町	トマト
		認定期間▶令和2年4月1日～令和5年3月31日	
6	個人	福島市	モモ、リンゴ、ブルーベリー
		認定期間▶令和2年4月1日～令和5年3月31日	
7	法人・団体	桑折町	モモ、カキ、リンゴ
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
8	法人・団体	西会津町	水稲、そば
		認定期間▶令和2年4月1日～令和5年3月31日	
9	法人・団体	西会津町	水稲、そば
		認定期間▶令和2年4月1日～令和5年3月31日	
10	個人	西会津町	きゅうり、水稲
		認定期間▶令和2年4月1日～令和5年3月31日	

No.	研修機関	所在地、研修地等	主な研修品目
11	法人・団体	喜多方市	アスパラガス
		認定期間▶令和3年3月1日～令和5年3月31日	
12	法人・団体	いわき市	トマト、水稲
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
13	個人	福島市	きゅうり、トマト、ズッキーニ
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
14	個人	福島市	きゅうり、トマト
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
15	法人・団体	福島市	きゅうり
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
16	個人	福島市	イチゴ、ニンジン、水稲
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
17	個人	福島市	オウトウ、モモ、リンゴ
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
18	個人	福島市	モモ、リンゴ、ブドウ
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
19	個人	福島市	小ギク
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
20	法人・団体	福島市	モモ、リンゴ、ブドウ
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
21	個人	福島市	モモ、リンゴ、ブドウ
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
22	法人・団体	二本松市	きゅうり、水稲
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	

No.	研修機関	所在地、研修地等	主な研修品目
23	法人・団体	二本松市	有機野菜（きゅうり、ピーマン、トマト、小松菜、ほうれんそう　等）
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
24	法人・団体	石川町	リンゴ、モモ、ナシ
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
25	法人・団体	猪苗代町	水稲、そば
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
26	法人・団体	喜多方市	水稲、長ねぎ
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
27	法人・団体	喜多方市	きゅうり、水稲　等
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
28	法人・団体	喜多方市	水稲、きゅうり、菌床しいたけ
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
29	法人・団体	喜多方市	水稲、アスパラガス
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
30	法人・団体	喜多方市	水稲、きゅうり、トマト
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
31	法人・団体	柳津町、三島町、金山町、昭和村	宿根カスミソウ
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
32	相馬市	相馬市	ナシ、キウイフルーツ
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
33	広野町	広野町	水稲
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
34	浪江町	浪江町	トルコギキョウ、カラー、ストック
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
35	全国農業協同組合連合会福島県本部	福島市（本部） 郡山市（栽培施設）	菌床しいたけ
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
36	個人	伊達市	ブドウ
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
37	法人・団体	田村市	和牛繁殖
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
38	法人・団体	白河市	水稲、白菜、キャベツ
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
39	個人	白河市	アスパラガス、きゅうり、ブロッコリー
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
40	個人	西会津町	きゅうり、トマト、水稲、そば
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
41	個人	いわき市	イチゴ
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
42	個人	いわき市	水稲、ピーマン、露地野菜（サトイモ、ブロッコリー、キャベツ　等）
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
43	法人・団体	福島市	モモ、リンゴ、ネクタリン、オウトウ
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
44	法人・団体	福島市	オウトウ、モモ、ナシ、ブドウ、リンゴ
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
45	個人	福島市	水稲、小ギク、シャクヤク、葉ボタン
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
46	個人	福島市	モモ、リンゴ、ブドウ
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
47	個人	福島市	きゅうり、ねぎ
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
48	個人	福島市	きゅうり
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
49	個人	伊達市	モモ、ブドウ
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
50	個人	伊達市	きゅうり、柿
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
51	個人	伊達市	きゅうり、春菊、スナップエンドウ
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
52	個人	伊達市	きゅうり、春菊、スナップエンドウ
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
53	法人・団体	伊達市	イチゴ
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
54	個人	桑折町	モモ
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
55	個人	国見町	きゅうり、春菊、スナップエンドウ
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
56	個人	国見町	きゅうり、春菊、スナップエンドウ
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
57	個人	二本松市	きゅうり
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
58	個人	二本松市	きゅうり
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
59	個人	本宮市	水稲、ミニトマト、ねぎ
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
60	個人	大玉村	きゅうり
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
61	個人	郡山市	日本なし、ブドウ、水稲
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
62	個人	会津若松市	枝豆、水稲、トマト
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
63	個人	会津若松市	水稲、なす、枝豆、サトイモ、葉物野菜
		認定期間▶令和3年4月1日～令和6年3月31日	
64	個人	猪苗代町	水稲、トマト、ブルーベリー
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
65	個人	会津坂下町	ブドウ、柿、ブルーベリー
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
66	個人	会津美里町	きゅうり、ダイコン
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
67	法人・団体	南会津町	アスパラガス
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
68	南相馬市	南相馬市	水稲、小麦、大豆、タマネギ、ブロッコリー、ねぎ、ダイコン、キャベツ
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
69	ふくしま未来農業協同組合そうま地区本部	南相馬市	きゅうり
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
70	法人・団体	須賀川市	イチゴ、大葉、リンゴ
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
71	個人	福島市	トマト
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
72	個人	福島市	小ギク、シャクヤク、葉ボタン
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
73	個人	桑折町	モモ
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
74	個人	二本松市	きゅうり
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
75	個人	郡山市	きゅうり、水稲
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
76	個人	郡山市	トウモロコシ、ニンジン、タマネギ
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
77	法人・団体	郡山市	イチゴ、サンチュ
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
78	法人・団体	須賀川市	水稲
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
79	法人・団体	白河市	日本なし
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
80	法人・団体	矢吹町	トマト、水稲
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
81	法人・団体	矢祭町	イチゴ
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
82	法人・団体	矢祭町	水稲、ブルーベリー、ウメ
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
83	法人・団体	塙町	肥育牛
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
84	個人	猪苗代町	トマト
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
85	法人・団体	会津美里町	トマト
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
86	法人・団体	下郷町、只見町、南会津町	宿根カスミソウ、りんどう
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
87	個人	相馬市	ブロッコリー、サトイモ、鶏卵、キャベツ、ねぎ、トウモロコシ、ナス、ピーマン、レタス、白菜、タマネギ、スナップエンドウ、水稲
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
88	法人・団体	いわき市	有機栽培（水稲、露地野菜）
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
89	法人・団体	郡山市（所在地） いわき市、楢葉町（研修地）	トマト、ミニトマト
		認定期間▶令和4年4月1日～令和7年3月31日	
90	個人	福島市	きゅうり、たらのめ、葉物類
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
91	個人	福島市	きゅうり、ねぎ、春菊
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
92	個人	福島市	小ギク
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
93	法人・団体	福島市	小ギク、シャクヤク、りんどう
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
94	個人	二本松市	施設花き（スプレーマム）、露地花き（アスター、ヒマワリ）、花木類
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
95	法人・団体	須賀川市	きゅうり
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
96	法人・団体	白河市	ユリ
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
97	法人・団体	西郷村	葉物類、キャベツ、タマネギ
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
98	法人・団体	塙町	和牛繁殖
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
99	法人・団体	磐梯町	菌床しいたけ、花苗・野菜苗
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
100	法人・団体	喜多方市	肉用牛（繁殖、肥育）
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
101	個人	喜多方市	有機野菜（ミニトマト、コマツナ、ニンジン）
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
102	個人	会津坂下町	肉用牛（繁殖、肥育）
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
103	法人・団体	会津美里町	有機栽培（水稲、大豆、菜種、そば、露地野菜、イチゴ、カキ、エゴマ）
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	
104	法人・団体	いわき市	日本なし
		認定期間▶令和5年4月1日～令和8年3月31日	

福島県の新規就農相談窓口
～福島県農業経営・就農支援センター～

県の新規就農相談窓口、もしくはお近くの農林事務所にご相談ください。
親身になって対応させていただきます！

▼新規就農相談窓口【県域】

名　称		所在地	電話番号	備　考
福島県農業経営・就農支援センター 「ワンストップ・ワンフロア」 就農・定着から経営発展まで一貫した支援を行います。	福島県農業担い手課	福島市中町8-2 自治会館内 1F	024-521-8676 FAX 024-521-7437	受付時間(平日) 8:30～17:15
	福島県農業協同組合中央会 (JA福島担い手サポートセンター) ふくしま農業求人サイト「みつかる農しごと」			
	福島県農業会議 新規就農者育成総合対策〔雇用就農資金〕			
	福島県農業振興公社 新規就農関係全般 新規就農者育成総合対策〔就農準備資金〕交付主体			
	就農コーディネーター(県北担当)	福島市杉妻町2-16	070-8801-4416	営業時間(月、火、木、金) 9:00～17:00
	就農コーディネーター(県中担当)	郡山市麓山1-1-1	070-8801-4417	営業時間(月、火、水、木) 9:00～17:00
	就農コーディネーター(県南担当)	白河市昭和町269	070-8801-4418	受付時間(平日) 9:00～17:00
	就農コーディネーター(会津担当)	会津若松市追手町7-5	070-8801-4419	受付時間(平日) 9:00～17:00
	就農コーディネーター(南会津担当)	南会津町田島字根小屋甲4277-1	070-8801-4420	受付時間(平日) 9:00～17:00
	就農コーディネーター(相双担当)	南相馬市原町区錦町1-30	070-8801-4421	受付時間(平日) 9:00～17:00
	就農コーディネーター(いわき担当)	いわき市平字梅本15	070-8801-4422	受付時間(平日) 9:00～17:00

▼新規就農相談窓口【地域】

名　称		所在地	電話番号	備　考
県北農林事務所	農業振興普及部 ※	福島市杉妻町2-16	024-521-2609	福島市、川俣町
	伊達農業普及所	伊達市保原町大泉字大地内124	024-575-3181	伊達市、桑折町、国見町
	安達農業普及所	二本松市金色424-1	0243-22-1127	二本松市、本宮市、大玉村
県中農林事務所	農業振興普及部 ※	郡山市麓山1-1-1	024-935-1310	郡山市
	田村農業普及所	三春町大字熊耳下荒井176-5	0247-62-3113	田村市、三春町、小野町
	須賀川農業普及所	須賀川市花岡34-2	0248-75-2180	須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町
県南農林事務所	農業振興普及部 ※	白河市昭和町269	0248-23-1565	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
会津農林事務所	農業振興普及部 ※	会津若松市追手町7-5	0242-29-5306	会津若松市、磐梯町、猪苗代町
	喜多方農業普及所	喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3	0241-24-5743	喜多方市、北塩原村、西会津町
	会津坂下農業普及所	会津坂下町大字見明字南原881	0242-83-2112	会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、三島町、金山町、昭和村
	〃　金山普及所	金山町大字川口字上町656-1	0241-54-2801	金山町、昭和村
南会津農林事務所	農業振興普及部 ※	南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5264	南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
	〃　南郷普及所	南会津町山口字村上842	0241-72-2243	
相双農林事務所	農業振興普及部 ※	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1149	相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村
	双葉農業普及所	富岡町小浜481	0240-23-6474	広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
いわき農林事務所	農業振興普及部 ※	いわき市平字梅本15	0246-24-6162	いわき市

注：※の農業振興普及部には、「就農コーディネーター」を配置しています。